

諮問実施機関：滋賀県知事（総務部総務課）

諮問日：平成24年3月16日（諮問第67号）

答申日：平成24年12月20日（答申第60号）

内容：「私立学校審議会の会議録音データおよび会議資料」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が、平成21年度から平成23年度における私立学校審議会の会議録音データについて、その一部を保有していないとして非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成24年1月30日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次のとおり公文書公開請求を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

平成21年度、平成22年度、平成23年度私立学校審議会（協議会含む）

- ・全ての会議録音データ
- ・審議に用いた会議資料

2 実施機関の決定

実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、決定の期間を延長した上で、同年2月16日に、請求のあった公文書を特定し、審議に用いた会議資料についてはその一部を非公開とし、また、会議の録音データについては非公開として、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

同年2月16日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分のうち、不存在とされた録音データに係る処分を不服であるとして、

実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

不存在とされた録音データの公開を求める。

2 異議申立ての理由

本来、行政文書あるいは公文書であれば、文書管理規程等によって保存年限が定められているはずである。

録音データは公文書であり、公文書として定められた保存年限により保管しなければならない。したがって、総務課の勝手な判断で消去することはできない。

消去された録音データは、復元をして公開されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関の決定は妥当である。

2 非公開理由について

録音データは、議事録作成のためのものであり、議事録が確定した段階において消去しており、不存在である。

文書化した議事録が公文書であって、録音データは、あくまで議事録を作成するための手段であると考えている。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、

利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえたうえで以下のとおり判断する。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成21年度から平成23年度における滋賀県私立学校審議会の録音データのうち、実施機関が不存在であるとした録音データであり、これらは実施機関の担当職員がICレコーダーを用いて録音したものであると認められる。

実施機関は、当該データはすでに消去しているため不存在であるとしているが、異議申立人はこれを不服としていることから、以下、検討を行う。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、録音データについては、議事録が確定した後に消去していると説明していることから、当該主張の合理性について検討する。

私立学校審議会の会議記録については、これまでから議事録として文書による作成、保存がなされており、録音データによる保存が行われていないことが認められる。また、当審議会の運営規則等においても、特に録音データを保存することが求められているものではない。

これらのことを勘案すれば、実施機関の担当職員が録音を行ったのは、あくまで議事録の作成に用いるためであったと認めるのが相当であり、議事録を確定させた後には、担当職員において録音データを消去しているとする実施機関の説明には、不自然な点等は見当たらない。また、録音データが存在していると推測させる特段の事情等もないところであり、実施機関においては、すでに録音データが消去されており、存在しないものであると認められる。

したがって、実施機関が、録音データは存在しないとして行った本件処分は妥当である。

また、異議申立人は、消去された録音データを復元し公開することを求めているが、仮に録音データが公文書であるとしても、条例第4条に規定する公文書の公開請求権は、実施機関の保有している公文書について、あるがままの形で公開することを求めることができるものであって、すでに消去等されているものを復元して公開することを求めることはできないものである。

4 結論

異議申立人は、その他種々の主張を行っていることが認められるが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、実施機関の本件処分は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成24年3月16日	・実施機関から諮問を受けた。
平成24年4月23日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成24年7月19日 (第205回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成24年8月23日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成24年8月29日 (第206回審査会)	・異議申立人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成24年9月25日 (第207回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成24年10月23日 (第208回審査会)	・事案の審議を行った。
平成24年12月4日 (第209回審査会)	・答申案の審議を行った。